

廿日市市役所庁舎エレベーター内壁面広告掲出仕様書

1 掲出場所

廿日市市役所本庁舎エレベーター内×3基



2 規格

エレベーター3基内の壁面 1.48 m²程度 (B2 サイズ×4 枠)。【別図】

1 枠内に掲載する広告主の数及びレイアウトは落札者が自由に設定できることとします。

【参考】

○開庁日・時間

月曜日～金曜日（祝日、振替休日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

8 時 30 分～17 時 15 分（受け付けは 17 時まで）

○本庁職員数（委託業者等含む。）

約 600 人

3 掲出期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

4 行政財産使用許可申請

広告掲出に当たっては、事前に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可を受けること。

5 行政財産使用料

入札により決定する広告料とは別に、行政財産使用料 55,800 円（税込み。年額）を市に納入する必要があります。

6 その他

使用者は、使用許可の期間が満了したとき又は使用許可を取り消され、若しくは使用者が自らの都合により使用許可を取り消したときは、使用者の費用で使用許可財産を原状に回復し、市長が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、市長が特に承認したときは、この限りではありません。